

環境負荷物質の管理と削減

関係法令や当社が加盟する組織の規程、自社基準などに従い、環境負荷物質を正しく管理するとともに、その削減に努めています。

PRTRの調査

当社は1997年度から、日本経済団体連合会のPRTR自主調査の取り組みに参加し、環境負荷物質の取扱い量、排出量および移動量の把握に努めています。

2001年6月からは経済産業省にPRTR法によるデータ報告を行っていますが、当社は独自の調査基準を設け、全部門で使用されている化学物質の取り扱い状況を把握しています。

さらに2005年度から、国内グループ会社においても当社と同

様のPRTR自主調査を行い、排出量の削減に努めることとしました。

物質ごとの総量で年間取扱い量0.1トン以上のものは下表の通りです。

2011年度以降は、欧州REACH規制の高懸念物質はもとより、今後規制が予想される化学物質についても製造時に使用しないよう継続管理を行っています。

2018年度環境負荷物質の排出量・移動量の調査結果(2018年4月～2019年3月)

(単位:トン/年)

PRTR 物質 番号	対象物質名	指定化学 物質の種 類	年間 取扱い量	排出量						移動量		
				大気	水質	土壌	自工場で埋め立て			下水道	産廃 (委託)	
							安定型	管理型	遮断型			
1	亜鉛の水溶性化合物	第一種	2.6	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	
20	2-アミノエタノール	第一種	1.7	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸	第一種	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	
53	エチルベンゼン	第一種	7.0	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	
71	塩化第二鉄(溶液)	第一種	98.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	271.3	
80	キシレン	第一種	28.4	21.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	
82	銀及びその水溶性化合物	第一種	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン	第一種	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	第一種	2.6	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	第一種	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
298	トリレンジイソシアネート(TDI)	第一種	873.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	
300	トルエン	第一種	115.0	24.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.4	
302	ナフタレン	第一種	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
309	ニッケル化合物	特定第一種	0.5	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	
384	1-プロモプロパン	第一種	9.3	7.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	
410	ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニルエーテル	第一種	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	
412	マンガン及びその化合物	第一種	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイソシアネート(MDI)	第一種	160.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	
455	モルホリン	第一種	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	
PRTR対象物質合計			1304.2	60.7	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	285.9	
国内グループ会社												
1	亜鉛の水溶性化合物	第一種	18.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	9.8	
53	エチルベンゼン	第一種	28.9	25.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.4	
66	1,2-エポキシブタン	第一種	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
69	2,3-エポキシプロピル＝フェニルエーテル	第一種	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
80	キシレン	第一種	68.9	58.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9	0.9	
87	クロム及び3価クロム化合物	第一種	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	
132	コバルト及びその化合物	第一種	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
185	ジクロロペンタフルオロプロパン(HCFC225)	第一種	1.1	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	
186	ジクロロメタン	第一種	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	
232	N,N-ジメチルホルムアミド	第一種	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
240	スチレン	第一種	28.0	19.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	第一種	11.6	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	第一種	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
300	トルエン	第一種	120.2	118.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.7	
302	ナフタレン	第一種	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
304	鉛及びその化合物	第一種	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
321	バナジウム化合物	第一種	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
354	フタル酸ビス(ノルマルブチル)	第一種	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	第一種	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	
384	1-プロモプロパン	第一種	2.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9	
392	ノルマル-ヘキササン	第一種	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイソシアネート(MDI)	第一種	1.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	
PRTR対象物質合計			288.5	227.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	15.7	

※産廃は、有償、無償でリサイクルされる廃棄物も含む。ただし、売却がある場合は除く
 ※公共下水道に排出する場合は、移動量とする